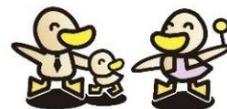


ボップ 令和8年度 新BOP学童クラブ 児童募集案内

世田谷区では、全区立小学校内で「新BOP事業」を実施し、放課後の自由な遊び場である「BOP」と、放課後に児童の成育支援を行う「新BOP学童クラブ」を一体的に運営しています。(BOPと新BOP学童クラブの違いについては、7ページをご覧ください。)



■令和8年度 4月入会一斉受付について

受付期間 ※申請内容を 確認し、申請 時間に余裕を 持ってお越し ください	令和7年12月4日(木)～11日(木)[7日(日)を除く] 9:35～18:00 (各新BOP窓口)
	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>現在入会中の方も、令和8年度に継続して入会を希望する場合は、今回の一斉受付期間中に入会の申請手続きを行ってください(年度ごとの申請が必要です)。</u> ・一斉受付期間後に入会申請書の新BOPに持参する場合は、事前に学童クラブにお電話のうえ、お越しください(受付を行う職員が不在にしている場合があります)。 ・一斉受付でご提出いただいた書類は、4月入会でのみ有効です。事情により入会希望日が5月以降に変更となる場合、再度書類をご提出いただく必要があります。
申請方法 ※オンライン申請 の詳細は、2 ページを ご覧 ください	<p>★新規入会の方 ⇒ 原則、入会申請書の新BOPへ直接提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お子様を安全にお預かりするために、お子様の成長や発達状況を職員が直接確認する場合があります。このため持参をお願いしています。 ・<u>入会申請書に必要書類を添えて、入会を希望する(就学予定校の)学童クラブへ保護者の方が持参して直接提出してください。</u> ・遠方在住等、特別な事情により持参が困難な方については、新規入会の方でもオンライン申請が可能です。 <p>★継続利用・再入会の方 ⇒ オンライン申請 または入会申請書の新BOPへ直接提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昨年度から、継続利用・再入会の方のオンライン申請が可能になりました。
決定通知	<ul style="list-style-type: none"> ★一斉受付期間内に申請された方 ⇒ 令和8年2月末に発送予定 ★一斉受付期間後に申請された方 ⇒ 令和8年2月末以降、随時発送 ・入会が決定した方を対象に、各学童クラブで3月中に入会説明会を行います。

～民設民営放課後児童クラブ(小学校外)について～

令和6年4月1日から、新BOP学童クラブの登録人数が多い小学校の児童を優先的に受け入れる民設民営放課後児童クラブを開設しています。民設民営放課後児童クラブが整備されている小学校に通学している、もしくは就学予定の児童に関しましては、こちらへの入会もご検討ください。

詳細は9ページ～10ページ(民設民営放課後児童クラブについて)をご覧ください。

■令和8年5月以降の入会について

受付開始日	入会を希望する月の、2か月前の同日から
受付期間	随時受け付けます。(年度内の再入会・転校を含む。) ※就労証明書は、受付開始日の1か月前以降に発行されたものが有効です。 (例:6月1日入会希望の場合、受付開始日4月1日、就労証明書の有効期間3月1日以降に発行されたものが有効)
申請方法	1ページの ■令和8年度4月入会一斉受付について「申請方法」 をご覧ください。
受付締切日	月の前半(1日～15日)からの入会を希望する方 ⇒前月15日まで 月の後半(16日～末日)からの入会を希望する方⇒前月末日まで (締切日が日曜・祝日・休日の場合は、その直前の学童クラブ実施日まで)
決定通知	受付締切日から2週間以内に発送します。随時入会説明を行います。

■新BOP学童クラブ入会オンライン申請について

オンライン申請を希望される方は、右の二次元コードから申請してください。



【注意事項】

- 新規入会の方についても、遠方在住等、入会申請書類の持参が困難である特別な事情がある方はオンライン申請が可能です(申請フォームで特別な事情を入力ください)。
- 食物アレルギーがあり、おやつ提供に際し配慮が必要な児童や、心身の成長や発達などにより個別的配慮が必要となる児童については、児童の状態について聞き取りを行うため、継続利用(再入会)の方であっても、紙様式の申請書類を持参していただく必要があります。

■入会対象児童

世田谷区在住または世田谷区立小学校在籍の小学校1～3年生で、その保護者が就労・疾病等により、放課後家庭において継続して適切に保護・育成にあたることができない家庭の児童。ただし、心身の発達等により、個別的配慮が必要な状態にある児童は6年生まで。

■入会要件

保護者がそれぞれ、以下の(1)～(4)いずれかの要件を満たすことが必要です。

- (1)就労が、日曜日を除き、勤務の終了時間が午後3時以降(午後3時に終わる就労は該当します)の日が週に3日以上あり、かつ一週間の就労時間が日中20時間以上であること。
※ 就労時間には、休憩時間を含みますが、通勤時間等の移動時間は含みません。
※ 産休中は対象になりますが、求職中、育児休業中は対象になりません。
(特別な事情がある場合にはご相談ください。)
なお、育休復帰予定の方は、就労証明書に復帰予定日の記載があれば申請可能です。
※ 夜間就労を含むフルタイム就労の場合は、児童課にご相談ください。
- (2)就学・看護等により、保護者が自宅にいない場合。(不在となる時間は、(1)に準じる)
- (3)入院・疾病や障害等により、児童の保護・育成が困難である場合。
(居宅内療養の疾病は、常時病臥か、精神性又は感染症の疾病が対象となります。)
- (4)その他明らかに、保護・育成に欠けると認められる場合。

■申請書類

就労証明書は、新 BOP 学童クラブ所定の様式または国が定める標準的な様式のみ、申立書は新 BOP 学童クラブ所定の様式のみ受け付けます。

- (1)新BOP学童クラブ入会申請書(児童1人につき、以下(2)を添えて1枚提出)
- (2)就労等の状況を証明する書類(保護者それぞれの書類をすべて揃えて提出。コピー可)

入会要件	必要書類
就労	就労(予定)証明書 *勤務先で証明(自営や個人事業主の方はご自身で証明) (証明日は、 <u>4月一斉受付時は10月1日以降、それ以外は受付開始日の1か月前以降のもの</u>) <u>※就労時間等が不規則で就労証明書への記載が難しい場合、別途スケジュール表(3か月分。申請月の前月から翌月まで)をご提出ください。</u>
就学または技能訓練中	① 申立書 ②学生証または在学(入学予定)証明書(コピー可) ③ 時間割(コピー可。4月入会時、新年度のものも追加提出が必要)
看護等 (在宅看護は不可)	① 申立書 ②看護対象者の診断書等(コピー可)③スケジュール表(3か月分申請月の前月から翌月まで)
入院・疾病・障害	① 申立書 ②診断書等(概ね3か月以内のもの。コピー可)③入院計画書

※入会要件の確認のため、追加書類の提出を依頼することがあります。

■利用料の減免制度

(1)全額免除

生活保護受給世帯、住民税非課税世帯、就学援助費受給世帯(給食費のみ免除の場合を除く)又は、就学援助費の認定基準に該当する世帯は、別途申請により利用料が全額免除になります。

5月上旬に免除のご案内を学童クラブから利用登録されている全世帯に配付します。該当する方は学童クラブに『利用料減免申請書』を提出してください。年度ごとの免除申請が必要ですので、令和7年度に免除が承認された方も、必ず申請してください。(前年度分の申請はできません。)

(2)一部減額

児童の「病気」・「負傷」等により新BOP(BOPおよび学童クラブ)を利用することが困難で、月の前半(1日～15日)または後半(16日～末日)にわたって学童クラブを欠席する場合、それぞれの期間について2,500円が減額されます。該当する方は、事前に『利用料減免申請書』を学童クラブへご提出ください。

■配慮を要する児童の入会

「配慮を要する児童」とは、学童クラブでの育成にあたり、心身の成長・発達等による、個別的配慮が必要な児童です。

学童クラブでは、配慮を要する児童の入会希望があった場合、児童の安全確保及び対応が可能かを検討し、入会を受け付けています。

(1)入会対象

学童クラブの入会要件を満たす小学校1～6年生の児童。

(2)区立小の支援学級在籍の児童

原則、在籍(入学予定)校の学童クラブへの入会となります。ご家庭の事情により、在籍校以外の学童クラブの利用を希望される場合は、事前に児童課までご相談ください。

(3)児童票の提出

児童の状況について、学童クラブでの育成にあたり、配慮等の必要な情報を記入いただくものです。用紙を学童クラブでお受け取りになり、入会申請時に提出してください。

(4)入会面談

新1年生および初めて入会申請する配慮を要する児童については、新BOP職員が保護者の方と児童同席の入会面談を行い、児童の状況についてお聞きします。

(5)その他

保護者の方の同意を得た上で、保育園や幼稚園、療育機関等から児童の療育の様子や育成上の留意点について聞き取りを行う場合があります。

■その他、入会申請について

(1)指定校変更を希望している方、就学相談をしている方は

指定校変更:希望している小学校の学童クラブに申請してください。

就学相談:希望している(就学の可能性が高い)小学校の学童クラブに申請してください。

就学が決定した小学校と入会申請書を提出した学童クラブが異なる場合、入会申請書を提出した学童クラブにご連絡ください。変更の手続き(書類提出)が必要になります。

※就学する小学校が決定してから入会申請をすると4月入会ができない可能性があります。
必ず一斉受付期間中に入会申請をしてください。

(2)私立小学校等に通学予定の方は

通学区域の小学校の学童クラブに入会申請をしてください。区域外の学童クラブを希望する方は、事前に児童課にご相談ください。なお、区域外の学童クラブで決定後、原則、他の学童クラブへの変更はできません。

(3)世田谷区へ転入予定の方、区内で転居予定の方は

入会希望日時点(4月1日時点)での就学予定校の学童クラブへ入会申請をしてください。

転入予定の方	世田谷区での住所が確定してから申請してください。
転居先住所が確定している方	転居先の通学区域の学童クラブへ申請してください。
転居先住所が確定していない方	一斉受付期間時点の通学区域の学童クラブへ申請してください。転居先住所が確定し、学童クラブが変更になる場合は、『入会希望変更申請書』を提出してください。

※新居の契約等が済み、新住所が確定していれば申請できます(住民登録の手続き前でも可)。
※建築中で番地が決まっている方は、就学予定校の学童クラブに申請してください(転居先住所欄には番地まで記入)。住所が号数まで確定したら、学童クラブに住所の『変更届』を提出してください。(変更届を提出するまでは、入会が承認されませんので、ご注意ください。)

■学童クラブの運営内容(概要)

以下は、令和7年9月時点の内容です。今後、制度の変更等により、変わる場合があります。

(1)実施日と時間

実施日	通年実施(日曜・祝日・休日・年末年始(12月29日～1月3日)を除く)	
時間	放課後 ～ 18:15	・保護者の方が指定した時間に帰宅します。 ・別途申請に基づき、19:00まで延長利用が可能です(平日のみ。詳細は11～12ページ参照)
	学校休業日は、 8:15 ～ 18:15	

(2)利用料 月額 5,000円(おやつ代含む。)

- ・月の後半(16日～末日)に入会した場合や、月の前半(1日～15日)で退会した場合は、その月の利用料が2,500円になります。
- ・出席日数に関わらず、入会している月は利用料がかかります。支払方法は口座振替です。
- ・『Web 口座振替受付サービスのご案内』を入会承認通知書と一緒に郵送します。
- ・未納がある場合は、入会や利用についてご相談をさせていただくことがあります。
また、滞納が続いた場合は法令に基づき、差押等の滞納処分を行う場合があります。

(3)お弁当 給食がない日はお弁当を持参させてください。

(4)おやつ 月曜日～金曜日に提供します。土曜日のおやつは持参させてください。

※食物アレルギーがあり、おやつ提供に際し配慮が必要な場合は、『食物アレルギーに関する調査票』を提出してください。

(5)ご家庭との連絡

① 登退所管理システム

児童の出欠や退所予定時間等の情報管理を登退所管理システムにて行います。また、入退室時間の連絡および緊急時等に保護者へメール送信を行います。

② 家庭状況・就労状況の変更の連絡

住所・電話番号(携帯電話を含む)・勤務先・家族状況等に変更があった場合は、速やかに『変更届』を提出してください。(勤務先・勤務状況変更の場合は、新しい『就労証明書』を添付)

③ 退会の連絡

利用の必要がなくなる場合や、入会要件を満たさなくなる場合は、事前に『退会届』を提出してください。『退会届』の提出がないと、学童クラブの利用がなくても、利用料がかかります。(年度内の再入会には、再度入会申請が必要です)

なお、理由なく長期にわたり欠席が続いた、保護者が虚偽の入会申請を行っていた、入会要件に該当しなくなった、等の場合には、入会を取り消すことがあります。

④ 緊急時の対応

育成中に災害や緊急事態が発生した場合や、病気・事故が生じた場合は、状況によって保護者の方へ連絡し、お迎えをお願いすることがあります。

■学童クラブ Q & A

Q. 育児休業から4月に復帰予定です。弟妹の保育園が決まってから申請すればいいですか。

A. 一斉受付期間後に申請すると4月からの入会ができない可能性があります。まずは期間中に入会申請をしてください。(入会申請書裏面に「育児休業から4月〇日に職場復帰予定」と予定月だけ記入し、就労証明書を添えて学童クラブに提出します。)

保育園が決まり、育休復帰日も決まりましたら、復帰予定日が明記された就労証明書を再度提出してください。入会審査が再開されます。育休復帰日以降が入会日となります。

Q. 学童クラブの定員はありますか。

A. すべての学童クラブは、原則として定員を設けていません。入会要件(2ページ)を満たす方は入会いただけます。

Q. 子どもの帰宅時は、保護者のお迎えが必要ですか。

A. 学童クラブは小学校内にあるため、自力での通学(通所)が基本になります。ただし、新1年生の入会当初や、悪天候等によりお迎えをお願いすることもあります。お迎えについては各学童クラブの説明会でご案内します。また、時間延長利用時は必ずお迎えをお願いしています。

Q. 学童クラブの見学はできますか。

A. 見学は随時可能です。事前に各新BOP(8ページ)にお問い合わせください。

Q. 入会説明会はいつ実施しますか。

A. 入会が決定した方を対象に、3月に各学童クラブで説明会を行います。説明会の日程は学童クラブにより異なりますので、決定通知をご覧ください。説明会では、学童クラブの利用や、入会前の準備等についてご案内します。(決定通知発送が2月末日以外の方には、別途、説明を行います。)

Q. 学童クラブでは、放課後から帰宅まで、どのように過ごしますか。

A. 学童クラブは、子どもたちの主体性を大切にし、楽しく自由に遊び、やりたいことを実現する活動等の時間です。以下は、ある新BOPでの1日です(放課後)。※各学童クラブにより異なります。

授業終了	ランドセルを持って新BOP室へ。登退所管理システムにより帰宅時間を確認します。(出席予定の児童が来ない場合は保護者に連絡します。)
15:00	おやつ部屋に集合。おやつの時間です。
16:45	お片付けタイム
17:00	BOP児童が帰宅します。学童児童は室内で静かな遊び、読書などの時間です。
18:15	学童クラブ終了。同じ方向のお友達と一緒に帰ります。(帰り道が不安な場合は、必要に応じてお迎えをお願いします。)

Q. 保護者が緊急入院してしまいました。すぐに学童クラブを利用できますか。

緊急受入は、ご家庭で育成している保護者(同居の祖父母を含む)が、以下に該当する場合が対象です。

- 1、傷病のため入院するとき。
- 2、入院する親族の看護にあたる時。
- 3、災害復旧活動に従事するとき。
- 4、死亡、行方不明等で不存在の時。
- 5、児童虐待の防止等に関する法律に基づき、児童の保護・育成が必要であると認められる時。
- 6、前5号に掲げるもののほか、児童の保護・育成が必要であると区長が特に認めるとき。

※就労が決まった、引越しが決まった、などの場合は、対象にはなりません。

A. 緊急の場合は、受付から1週間程度を目安に、入会審査と受け入れを行います。

●新BOPのご案内

新BOPとは……

子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。こうした中で、子どもの健全な成育を図るには、子育て家庭への支援とともに、子どもの居場所を確保し、自由な遊びや体験・交流の場や仕組みを充実していく必要があります。そこで、世田谷区では「BOP」と「学童クラブ」を統合した「新BOP事業」を実施しています。

BOPとは……（ポップ＝Base Of Playing:遊びの基地）

小学校の施設などを活用して、子どもたちに安全・安心な遊び場を提供し、異なる年齢の子どもたちが共に遊ぶ中で、創造性・自主性・社会性を培い、健全育成を図ります。

学童クラブとは……

保護者が就労や病気などのため、放課後に家庭で保護・育成にあたることのできない世帯の小学校低学年の児童に、健全な遊びや安全な生活の場を提供し、一人ひとりがのびのびと安心して過ごせるよう配慮し、心身の健やかな成長を促すとともに、成育を支援することを目的に運営しています。

機能 内容	新 B O P	
	学童クラブ	BOP(放課後子供教室)
対 象	区内在住または区立小学校在籍の小学校1～3年生で、保護者が就労・病気等により、放課後の保護・育成にあたれない家庭の児童。ただし、心身の発達等により、個別的配慮が必要な状態にある児童は6年生まで。	通学している区立小学校の1～6年生
実施日	日曜・祝日・休日及び年末年始(12月29日～1月3日)を除き通年実施 ※新1年生の参加は、学童クラブは4月1日から、BOPは概ね5月の連休明けから	
活動場所	区立小学校内	
時 間	放課後～18:15 学校休業日(*)8:15～18:15 保護者が指定した時間に帰宅します。 ※延長時間あり 18:16～19:00(延長可能時間) ◇月～金でご利用者がいる日・時間について実施します。 ◇別途延長利用料あり(利用料欄参照) ◇詳細は区のHPをご覧ください。 * 学校休業日＝授業のない土曜日、夏・冬・春休み、開校記念日、運動会などの振替休業日等	放課後～17:00(夏季:3月～9月) 放課後～16:30(冬季:10月～2月) ※学校休業日の開始時間は、各新BOPにお問い合わせください。
申込方法	新規入会の方⇒原則、入会申請書を新BOPへ直接提出 継続利用・再入会の方⇒オンライン申請 または入会申請書を新BOPへ直接提出	スマートフォンなどによる電子申請 ※申込用紙による申込も可
定 員	原則として設けない	
利用料	月額5,000円(おやつ代を含む) ※別途申請による免除制度あり 時間延長利用料:月ぎめ 月額1,000円(新1年生優先) 日ぎめ 日額 200円(月額上限1,000円)	なし
おやつ	あり(土曜日のおやつは持参)	なし
お弁当	学校休業日等、給食がない日はお弁当持参	昼食の時間は原則として帰宅 (1～3年生で特別な事由がある場合は新BOPにご相談ください)
出欠確認等	登退所管理システムによる出欠確認	児童名簿一覧または利用票の記入による出欠確認 (新1年生の利用開始時は参加カードによる確認)

【問い合わせ先】学童クラブ＝ 子ども・若者部 児 童 課 電話5432-2308

B O P＝ 学 校 教 育 部 地 域 学 校 連 携 課 電話5432-2739

●新BOP一覧(五十音順)

新BOP(BOP・学童クラブ)に関する問合せ等は、以下の連絡先へお願いします。
新BOPの窓口(電話等を含む)は、学校窓口とは別の窓口ですのでご注意ください。

新BOPの見学は随時可能です。ご希望の方は、あらかじめ各新BOPへご連絡ください。

新BOP名	所在地	電話番号
アカツツミ 赤堤小新BOP	赤 堤 1-41-24	03(3323)0283
アサヒ 旭小新BOP	野 沢 1-4-3	03(3424)1538
イケジリ 池尻小新BOP	池 尻 2-4-10	03(3424)4464
イケノウエ 池之上小新BOP	代 沢 2-42-15	03(5433)5050
オクサワ 奥沢小新BOP	奥 沢 3-1-1	03(3727)2618
オヤマダイ 尾山台小新BOP	尾山台 3-11-1	03(3701)9992
カミキタザワ 上北沢小新BOP	上北沢 4-22-29	03(3303)5252
カラスヤマ 烏山小新BOP	給 田 1-2-1	03(3300)6195
カラスヤマキタ 烏山北小新BOP	北烏山 6-3-1	03(3308)1634
キタミ 喜多見小新BOP	喜多見 3-11-1	03(3416)8246
キヌタ 砧小新BOP	喜多見 6-9-1	03(3417)6949
キヌタミナミ 砧南小新BOP	鎌 田 4-3-1	03(3417)3789
キボウガオカ 希望丘小新BOP	船 橋 4-9-1	03(3484)7677
キウウデン 給田小新BOP	給 田 4-24-1	03(3308)0999
キョウサイ 京西小新BOP	用 賀 4-27-4	03(3700)6837
キョウドウ 経堂小新BOP	桜上水 1-23-3	03(3420)1788
クホンブツ 九品仏小新BOP	奥 沢 8-12-1	03(3703)6012
コマザワ 駒沢小新BOP	駒 沢 2-10-6	03(3424)9993
コマツナギ 駒繋小新BOP	下 馬 1-42-12	03(5481)0567
サクラ 桜小新BOP	世田谷 2-4-15	03(3420)5413
サクラガオカ 桜丘小新BOP	桜 丘 1-19-17	03(5477)4548
サクラマチ 桜町小新BOP	用 賀 1-5-1	03(3703)9199
ササハラ 笹原小新BOP	桜 丘 5-19-1	03(3439)0642
サンゲンチャヤ 三軒茶屋小新BOP	三軒茶屋2-42-1	03(3421)2465
シモキタザワ 下北沢小新BOP	大 原1-4-6	03(3468)3127
シロヤマ 城山小新BOP	梅 丘 2-1-11	03(5426)3201
セタ 瀬田小新BOP	【令和8年3月7日以前】 瀬 田 2-17-1 【令和8年3月9日以降】 瀬 田 2-15-1	03(3700)8564
セタガヤ 世田谷小新BOP	宮 坂 1-38-4	03(3420)7260
ソシガヤ 祖師谷小新BOP	祖師谷 3-49-1	03(3482)2971
ダイザワ 代沢小新BOP	代 沢 5-1-10	03(3413)1412

新BOP名	所在地	電話番号
タイシドウ 太子堂小新BOP	太子堂 5-7-4	03(3413)2089
ダイタ 代田小新BOP	代 田 4-2-3	03(3323)3764
タマガワ 玉川小新BOP	中 町 2-29-1	03(3702)6337
タマツツミ 玉堤小新BOP	玉 堤 2-11-1	03(3701)3424
タモン 多聞小新BOP	三 宿 2-26-11	03(3413)1722
チトセ 千歳小新BOP	成 城 9- 6-1	03(3789)3141
チトセダイ 千歳台小新BOP	千歳台 4-24-1	03(3482)0400
ツカド 塚戸小新BOP	千歳台 6-7-1	03(3300)5215
ツルマキ 弦巻小新BOP	弦 巻 1-9-18	03(3428)0276
トドロキ 等々力小新BOP	等々力 7-26-1	03(3702)3474
ナカザト 中里小新BOP	三軒茶屋 1-4-1	03(3422)2220
ナカマチ 中町小新BOP	中 町 4-23-1	03(5706)6421
ナカマル 中丸小新BOP	野 沢 3-33-12	03(3424)3022
ハチマンヤマ 八幡山小新BOP	八幡山 1-14-1	03(3304)8396
ヒガシタマガワ 東玉川小新BOP	奥 沢 1-1-1	03(3720)6336
ヒガシフカサワ 東深沢小新BOP	深 沢 3-7-1	03(3703)9777
フカサワ 深沢小新BOP	新 町 1-4-24	03(3428)1523
フタコタマガワ 二子玉川小新BOP	玉 川 4-6-1	03(3700)7477
フナバシ 船橋小新BOP	船 橋 4-41-1	03(3482)2578
マツガオカ 松丘小新BOP	弦巻 3-16-10及び 弦巻 3-23-12	03(3429)3978
マツザワ 松沢小新BOP	赤 堤 4-44-22	03(3323)1676
マツバラ 松原小新BOP	松 原 5-43-26	03(5300)2411
ミシュク 三宿小新BOP	三 宿 1-12-6	03(3411)8121
ムサシガオカ 武蔵丘小新BOP	北烏山 1-47-11	03(3300)5059
メイセイ 明正小新BOP	成 城 3-3-1	03(3417)9412
ヤハタ 八幡小新BOP	玉川田園調布2-17-15	03(3721)8905
ヤマザキ 山崎小新BOP	梅 丘 3-9-1	03(3420)0266
ヤマノ 山野小新BOP	砧 6-7-1	03(3417)6101
ヨウガ 用賀小新BOP	上用賀 6-14-1	03(3428)0354
ロカ 芦花小新BOP	粕 谷 2-22-1	03(3302)5360
ワカバヤシ 若林小新BOP	若 林 5-27-18	03(3413)1925



民設民設放課後児童クラブについて

日頃より世田谷区の学童クラブ事業にご理解・ご協力いただき、ありがとうございます。

当区は、新BOP学童クラブの登録児童数の急増、大規模化が大きな課題となっていることを受け、各小学校内の新BOP学童クラブをこれまでどおり運営していくことに加え、学校外に区が規定する施設・人員等の基準に沿って、区の補助を受けて運営する民設民営放課後児童クラブを開所しております。

令和8年4月1日時点で、区内13施設で運営する予定です。今後も大規模化している新BOP学童クラブの周辺で整備を進めてまいります。各施設には定員があり、優先的に入会することができる小学校(優先受入校)を設定しています。詳細につきましては、区のホームページでご確認ください。

優先受入校	所在地	定員	施設名
山野小学校	世田谷区砧二丁目16番1号	80人	にじいろ砧学童クラブ
芦花小学校	世田谷区粕谷二丁目3番	80人	ベネッセ学童クラブ芦花公園
松丘小学校 桜町小学校	世田谷区桜新町二丁目12番4号	40人	ベネッセ学童クラブ桜新町
東深沢小学校	世田谷区深沢五丁目16番17号 (令和10年度以降、世田谷区深沢五丁目11番5号に移転予定)	80人	深沢わこう学童クラブ
経堂小学校	世田谷区経堂二丁目4番6号	80人	キッズクラブ経堂
旭小学校	世田谷区下馬四丁目1番8号 (世田谷はっと保育園内)	13人	世田谷はっと保育園放課後児童クラブ
砧南小学校	世田谷区鎌田四丁目12番17号 (鎌田のびやか園内)	12人	のびやかキッズクラブ
砧南小学校	世田谷区岡本二丁目33番22号 (RISSHO KID'S きらり岡本内)	14人	KIRARI あそびクラブ
桜丘小学校	世田谷区桜丘二丁目1番8号 (さくらのその保育園内)	19人	学童クラブさくらっこ
桜丘小学校	世田谷区船橋一丁目10番3号 ちとふなサバンクビル1階~2階	60人	ベネッセ学童クラブ千歳船橋
弦巻小学校	世田谷区上馬五丁目21番11号 明治安田生命ビル4階	80人	みんぶれ上馬
塚戸小学校	世田谷区上祖師谷三丁目19番23号	80人	めぶきヶ丘 上祖師谷 ※令和8年4月開所予定
松丘小学校	世田谷区弦巻五丁目10番22号 (世田谷いちい保育園北ウイング内)	12人	世田谷いちい学童クラブ ※令和8年4月開所予定

民設民営放課後児童クラブの情報については、区のホームページで随時ご案内してまいりますので、以下のURLまたは二次元コードからご確認ください。

なお、裏面に新BOP学童クラブと民設民営放課後児童クラブの比較表を掲載しておりますので、参考にご覧いただければ幸いです。

【担当】世田谷区子ども・若者部児童課 電話03-5432-2493



機能 内容	新BOP学童クラブ	民設民営放課後児童クラブ
目的	保護者が就労や病気などのため、放課後に家庭で保護・育成にあたることのできない世帯の小学校低学年の児童に、成育支援を行い、健全な遊びや安全な生活の場を提供しています。一人ひとりがのびのびと安心して過ごせるよう配慮し、心身の健やかな成長を促します。	
対象	区内在住または区立小学校在籍の小学校1～3年生で、保護者が就労・病気等により、放課後の保護・育成にあたれない家庭の児童。 ただし、心身の発達等により、個別的配慮が必要な状態にある児童は6年生まで。 ※認可保育所内で民設民営放課後児童クラブを運営している施設においては、小学校1年生が対象となります。	
実施日	日曜・祝日・休日及び年末年始(12月29日～1月3日)を除き通年実施	
運営	世田谷区	各民間事業者(区から補助を受けて運営)
活動場所	全区立小学校内	学校敷地外にある施設
時間	放課後～18:15、学校休業日は 8:15～18:15 ※延長時間あり 18:16～19:00(延長可能時間) 月～金でご利用者がいる日・時間について実施	放課後～18:15、学校休業日は 8:00～18:15 ※延長時間あり 18:16～19:00(延長可能時間) ※19:00以降の預かりは施設によって異なります。
申込方法	新規入会の方⇒原則、入会申請書を新BOPへ直接提出 継続利用・再入会の方⇒オンライン申請 または入会申請書を新BOPへ直接提出	入会にかかる書類(施設による)を事業者へ提出。 審査のうえ決定(申請時期:9月以降)
定員	原則として設けない	定員あり(人数は施設による)
利用料	月額5,000円(おやつ代を含む) ※延長利用料:月ぎめ 月額1,000円(新1年生優先) 日ぎめ 日額200円(月額上限1,000円)	月額5,000円(おやつ代を含む) ※19:00までの預かり(延長)は、月額上限1,000円 ※19:00以降の預かりは施設によって異なります。
おやつ	あり(土曜日のおやつは持参)	あり(土曜日の取り扱いは施設ごと)

※新BOPとは、区立小学校内(61ヶ所)で学校施設や校庭等を活用した「学童クラブ」と「放課後の遊び場(BOP=Base Of Playing)」を併せた事業です。

新BOP学童クラブと民設民営放課後児童クラブの併用はできませんが、BOPと民設民営放課後児童クラブの併用はできます。

令和8年度 新BOP学童クラブ 実施時間延長事業のご案内

新BOP学童クラブでは、子ども一人ひとりの今の成長と育ちを支える「成育支援」を充実するという観点から、支援が必要なご家庭が必要な時に利用できるようセーフティネットの役割を果たすために、19時までの時間延長事業を実施しています。

延長利用を希望する方は、必ず下記の案内をお読みいただいたうえで、必要な手続きを行ってください。

<p>受付期間</p> <p>※申請内容等を確認しますので、時間に余裕を持ってお越しください。</p>	<p>令和7年12月4日(木)～11日(木)[7日(日)を除く] 9:35～18:00 (各新BOP 窓口)</p> <p>☆通常の学童クラブの入会と一緒にご申請ください。</p> <p>☆「月ぎめ利用」は、必ず上記受付期間内に申請してください。</p> <p>☆「日ぎめ利用」は、受付開始日以降であれば、随時申請が可能ですが、上記受付期間内の申請にご協力をお願いいたします。</p> <p>※通常の入会申請と同様に、年度ごとの申請が必要です。</p> <p>※やむを得ず、一斉受付期間内に申請できなかった場合は、受付期間以降も随時申請は受け付けますが、<u>4月中に延長利用ができないことがあります。</u></p> <p>※一斉受付期間後は、受付を行う職員が不在にしている場合があるため、あらかじめ学童クラブに電話でご確認の上、申請してください。</p>
<p>決定通知</p>	<p>「月ぎめ利用」「日ぎめ利用」ともに、受付期間内に申請された方には、審査・選考後、児童課から選考結果をご自宅に郵送します。</p>

延長利用の概要については裏面をご確認ください。



■制度概要

延長利用には2つの利用方法があります。希望の形態で申請してください。

利用種別	月ぎめ利用 (毎月12日以上利用がある)	日ぎめ利用 (1日ごとに利用する)
延長利用 時間帯	いずれも、18:16～19:00 ※新BOP学童クラブ運営日の「月～金」のみの実施(土曜日は実施しません)	
実施内容	毎月12日以上、時間延長が必要なご家庭の児童を対象とします。	急な残業や不規則な就労時間等で、1日ごとに延長利用の要否が変わるご家庭の児童を対象とします。
定員	40名	「40名」-「月ぎめ利用の登録人数」 =日ぎめ利用可能人数 例:定員40名-月ぎめ登録15名=日ぎめ利用可能25名
対象児童	学童クラブに入会する小学校1年生 ※1年生を優先とします。但し、申込み状況により2年生以上も対象になるため、ご相談ください。	学童クラブに入会する(している)児童
退所方法	必ずお迎え	
利用料金	月額1,000円	日額200円(月額上限1,000円)
登録方法	登録書類の事前提出(登録期限有)	登録書類の事前提出
利用方法	登退所管理システムへ利用日時等を入力	1. 利用日ごとに電話予約(先着順) 2. 登退所管理システムへ利用日時等を入力

【注意事項】

- ※4月は状況変化が著しい時期であるため、お子さまの体調等の状況を最優先に考えた利用をお考えください。
- ※ご利用者がいる日・時間のみ時間延長を実施します。ご利用者がいない場合は実施しておりません。
- ※延長利用可能時間帯は原則、問い合わせ対応や申請書類等の受け取りは行っておりませんので、学童クラブへの問い合わせや申請書等のご提出は18時までにお問い合わせいたします。

延長利用の詳細については右の二次元コードから区 HP をご確認ください。



年 月 日

新BOP学童クラブ入会申請書

世田谷区長 へ

次のとおり新BOP学童クラブの入会を申請します。

(*印の欄は職員記入欄です)

申請者(保護者) フリガナ氏名, 緊急連絡先・児童との関係, 現住所, 転居先(予定)の住所

入会児童 フリガナ氏名, 生年月日, 申請時現在, 令和8年4月1日現在, 指定校変更を希望する場合, 本来の学区, クラブNo., 学校No.

(※1) 年度途中入会の場合は入会希望日現在の小学校をご記入ください。

(※2) 指定校変更を希望する場合は左欄に入学希望校を記入し、右欄に本来の学区の学校名を記入してください。

また、指定校変更について、教育委員会へ聞き取り及び、本申請書(表面)を提出することに同意の上ご申請ください。

世田谷区民設民営放課後児童クラブの申請・利用について

「新BOP学童クラブ」と「民設民営放課後児童クラブ」に重複して登録することはできません。以下の内容をご確認いただき、同意の上本申請書を提出してください。

●「新BOP学童クラブ」と「民設民営放課後児童クラブ」の両方で入会が承認された場合、「新BOP学童クラブ」への入会申請は自動的に取り下げ扱いとなります。

民設民営放課後児童クラブの一覧はこちら→



Table with columns: 続柄, フリガナ氏名, 年齢, 職業等(児童の保護・育成ができない理由), 提出書類. Rows for family status (保護者, 同居人).

※保護者…同居していない場合も記入します。同居していない場合は、就労証明書等は不要です(単身赴任者等)。

同居人…兄弟や祖父母等。同住所で別世帯の場合も記入してください。未就学児の場合は、保育園名等を記入してください。

<裏面もご記入ください>

* 以下すべて職員記入欄

受付日, 入会希望日, 受付クラブ (小新BOP学童クラブ), 館長, 受付職員, 受付時特記事項

Table with columns: 入会日, 入力, 入会通知発送, 口座登録 (1.未登録, 2.既登録), 課長, 係長, 係員

保 護 者 の 状 況

		保護者()の状況	保護者()の状況
就 労 の 場 合	勤務先		
	所在地		
	電話番号		
	仕事内容		
	就労日数	週 日・週 時間勤務(日曜日を除く)	週 日・週 時間勤務(日曜日を除く)
	休日	日曜日 土曜日(月 回) その他()	日曜日 土曜日(月 回) その他()
	勤務時間 (日曜・祝日 を除く)	時 分 ~ 時 分(曜日)	時 分 ~ 時 分(曜日)
		時 分 ~ 時 分(曜日)	時 分 ~ 時 分(曜日)
		時 分 ~ 時 分(曜日)	時 分 ~ 時 分(曜日)
		(不規則)	(不規則)
職場復帰の場合	病気休業・育児休業 から 月 日に職場復帰	病気休業・育児休業 から 月 日に職場復帰	
疾 病 ・ 産 休 等 の 場 合	事由	疾病・産休・その他()	疾病・産休・その他()
	病名等 (疾病等の場合)		
	期間	年 月 日 ~ 年 月 日	年 月 日 ~ 年 月 日
	状況	入院・自宅療養・通院(週 回)	入院・自宅療養・通院(週 回)
	その後の予定	職場復帰・その他()	職場復帰・その他()

※育児休業中は入会要件に該当しないので、ご注意ください。

【児童の状態について記入してください。】

① 育成上、特に配慮を要することはありますか？ (有・無)

※心身の発達等により、個別的配慮が必要な状態にあるお子さんについては、『児童票』をご提出ください。

② 食物アレルギーの有無 (有・無) / その他アレルギーの有無 (有・無) / エピペンの所持 (有・無)

※ おやつ提供に際して、食物アレルギーによる配慮が必要なお子さんについては、『食物アレルギーに関する調査票』をご提出ください。

③ その他特筆すべき事項

入会申請書記入例（表面）

- ◆入会希望日時点(令和8年4月1日現在)での状況を記入してください。
- ◆訂正がある場合は、二重線で訂正してください。修正テープや修正液は使用しないでください。
- ◆鉛筆や消えるペンで記入した申請書は受付できません。黒または青のボールペンで記入してください（水性ボールペン不可）。

令和7年 12月 1日

記入日

新BOP学童クラブ入会申請書

世田谷区長 へ

次のとおり新BOP学童クラブの入会を申請します。

（*印の欄は職員記入欄です）

申請者 (保護者)	フリガナ 氏名	セタガヤ タロウ 世田谷 太郎	緊急 連絡先	(1) 090-YYYY-YYYY (自宅・携帯・勤務先) 続柄〔母〕
	現住所	〒154-00xx 世田谷区世田谷〇-〇-〇〇 〇×マンション201		(2) 03-XXXX-XXXX (自宅・携帯・勤務先) 続柄〔母〕
	転居先(予定) の住所	〒155-00xx (3月10日転居予定) 世田谷区 北沢△-△-△△		(3) 090-ZZZZ-ZZZZ (自宅・携帯・勤務先) 続柄〔父〕

Tel 03(5678)yyyy

03(5555)zzzz

入会 児童	フリガナ 氏名	セタガヤ ヨシコ 世田谷 良子	生年 月日	平成・令和 30年 12月 21日
	申請時現在	令和7年4月1日現在(※1)	指定校 変更を希望 する場合 (※2)	本来の学区 小学校

区立けやき (保育園) 幼稚園・小学校等

世田谷 1 小学校 年生

No. No.

指定校変更の場合は記入

ページ最下部★を参照

(※1) 年度途中入会の場合は入会希望日現在の小学校をご記入ください。

(※2) 指定校変更を希望する場合は左欄に入学希望校を記入し、右欄に本来の学区の学校名を記入してください。また、指定校変更について、教育委員会へ聞き取り及び、本申請書(表面)を提出することに同意の上ご申請ください。

世田谷区民設民営放課後児童クラブの申請・利用について

「新BOP学童クラブ」と「民設民営放課後児童クラブ」に重複して登録することはできません。以下の内容をご確認いただき、同意の上本申請書を提出してください。なお、「民設民営放課後児童クラブ」とは、区から補助を受け、学校外で民間事業者が運営している施設を指します。対象施設につきましては、二次元コードから確認ができます。

●「新BOP学童クラブ」と「民設民営放課後児童クラブ」の両方で入会が承認された場合、「新BOP学童クラブ」への入会申請は自動的に取り下げ扱いとなります。「新BOP学童クラブ」への入会を希望される方は、民設民営放課後児童クラブの入会を取り下げてください。

保護者については同居していない場合も記入

同居していない場合、就労証明書等は不要（単身赴任等）

こちら⇒

家族 状況 (入会 児童 以外)	保護者	父	セタガヤ タロウ 世田谷 太郎	44	会社員(単身赴任)	就労証明書・申立書・その他()
	保護者	母	セタガヤ ハナコ 世田谷 花子	42	会社員	就労証明書・申立書・その他()
	同居人	兄	セタガヤ アニオ 世田谷 兄夫	22	大学生	令和8年4月1日(または入会希望日)現在の年齢や職業等を記入 (年齢の記載は任意)
	同居人	妹	セタガヤ イモコ 世田谷 妹子	2	〇〇保育園	
	同居人	祖父	セタガヤ ヤマオ 世田谷 山男	68	高齢のため	◆保護者⇒ 面倒が見られない理由について証明書が必要。 就労証明書以外の方は、申立書の裏面で必要書類を確認してください。 ◆保護者以外⇒面倒が見られない理由を記入。 未就学児の場合は、保育園名等を記入。
同居人	祖母	セタガヤ ウミコ 世田谷 海子	64	就労のため		

入会児童以外の同居者全員を記入

★世田谷区へ転入予定の方、区内で転居予定の方は

- ・原則として、引越し先の住所が確定してから申請をしてください。（『児童募集案内』の4ページ参照）
- ・入会審査後、決定通知を郵送しますので、転居予定日はなるべく具体的に記入してください。

入会申請書記入例（裏面）

複数ある場合はすべて記入。
各就労先からの就労証明書が
必要です。

単身赴任で就労証明書を
添付しない場合も記入

	者（世田谷 太郎）の状況	保護者（世田谷 花子）の状況	
就 労 の 場 合	勤務先	△△株式会社 大阪支店	①〇〇株式会社 新宿支店 ②スーパー◇◇
	所在地	大阪市〇〇1-1-1	①新宿区〇〇2-2-2 ②杉並区〇〇3-3-3
	電話番号	06-xxyy-zzzz	①03-xxxx-xxxx ②03-yyyy-yyyy
	仕事内容	経理事務	①②販売業務
	就労日数	週 4 日・週 28 時間勤務（日曜日を除く）	①週 5 日・週 40 時間勤務（日曜日を除く） ②週1日・週6時間
	休日	日曜日 土曜日（月 回） その他（金曜日）	日曜日 土曜日（月 回） その他（ ）
	勤務時間 （日曜・祝日を 除く）	9時00分～16時00分（月～木 曜日） 時 分～時 分（ 曜日） 時 分～時 分（ 曜日） （不規則） ローテーションにより、月2日ほど、 8:00～15:00の場合あり。	①9時00分～17時00分（月・水・金曜日） 10時00分～18時00分（火・木 曜日） ②9時00分～15時00分（土 曜日） （不規則）
職場復帰の 場合	病気休業・育児休業 から 月 日に職場復帰	病気休業・育児休業 から 月 日に職場復帰	
疾 病 ・ 産 休 等 の 場 合	事由	疾病・産休・（ ）	疾病・産休・その他（ ）
	病名等 （疾病等の場合）	職場復帰による入会の場合は、 復帰日が明記された就労証明書を添付	
	期間		
	状況	入院・自宅療養・通院（週 回）	（ ）
	その後の予定	職場復帰・その他（ ）	（ ）

※育児休業中は入会要件に該当しないので、ご注意ください。

【児童の状態について記入してください。】

①育成上、特に配慮を要することはありますか？（有・無）

※心身の発達等により、個別的配慮が必要な状態にあるお子さんについては『児童票』をご提出ください。

集団になじめない。 落ち着きがない。

②食物アレルギーの有無（有・無） / その他アレルギーの有無（有・無） / エピペンの所持（有・無）

※ おやつ提供に際して、食物アレルギーによる配慮が必要なお子さんについては、『食物アレルギーに関する調査票』をご提出ください。

生卵、牛乳・乳製品

③その他特筆すべき事項

3歳の時に熱性けいれん。37.5℃以上になったら、母の携帯に連絡をください。

記入にあたっての注意事項

- ※就労証明書はすべて就労先の取扱い者が記入してください(就労者本人の記入、加筆等不可)。
ただし、就労者本人が会社・店舗の代表者の場合は、本人(代表者として)による証明で結構です。
- ※週の就労日数・就労時間については、規則的でかつ幅がある場合は、常態での日数・時間を記入してください。
不規則の場合は、実際の就労状況を記入してください。
- ※鉛筆や消えるペンで記入した就労(予定)証明書は受付できません。
- ※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときは、
刑法上の罪に問われる場合があります。

就 労 (予 定) 証 明 書

年 月 日

記入例を参照のうえ
すべての欄に記入してください。

※鉛筆・消えるペンによる証明は無効です。
上部、注意事項もご確認ください。

※訂正の際は二重線を引き、訂正印を押印ください。
訂正印は代表者もしくは、取扱者の印(社印可)を
ご使用ください。修正液・修正テープは無効です。

事業所名
所在地
電話番号
代表者名
取扱者名

次の者は、本事業所に就労(予定)していることを証明します。

①就 労 者 氏 名					
②就 労 者 住 所					
③就 労 先	事業所名				
	住所	TEL			
④仕 事 の 内 容	(常 勤 ・ 非 常 勤 ・ パ ー ト ・ ア ル バ イ ト)				
⑤就 労 (予 定) 開 始 年 月 日	年	月	日		
⑥週 の 就 労 日 数 ・ 時 間 数 (日曜・祝日を除いた数)	1週間のうち、週 [] 日		週合計 [] 時間勤務 (休憩時間を含む、労働契約上の正規の時間)		
⑦1日の就労(予定)時間 (日曜・祝日を除く)	時	分	~	時	分 [] 曜日
	時	分	~	時	分 [] 曜日
	時	分	~	時	分 [] 曜日
※不規則の場合/その他備考 []					
⑧最近3か月の就労状況 (有給休暇取得日は含め、 日曜・祝日の勤務日は除く)	[] 月の勤務日数	[] 日間			
	[] 月の勤務日数	[] 日間			
	[] 月の勤務日数	[] 日間			
	※ 上記の1か月の勤務日数が15日以下(週3日勤務の方は11日以下)の月がある場合 や、直近3か月の勤務日数が提出できない場合は、その理由 []				

学童クラブ名

児 童 名

※この欄のみ保護者が記入→

小新BOP学童クラブ

就労(予定)証明書 記入例

- ◆令和8年4月1日以降の就労状況を証明してください。
- ◆就労証明書への押印は不要です。
- ◆派遣社員の方は、原則として派遣元からの証明が必要です。「③現在の就労先」が派遣先になります。

就 労 (予 定) 証 明 書		4月入会は、10月1日以降に証明 してください。	
		令和7年 11月 1日	
事業所名		◇◇株式会社	
所在地		港区〇〇3-2-1	
電話番号		03-xxxx-xxxx	
代表者名		新橋 大介	
取扱者名		人事課長 三田 一子	
次の者は、本事業所に就労(予定)していることを証明します。			
①就 労 者 氏 名	北 沢 明 子		
②就 労 者 住 所	世田谷区代田〇-〇-〇		
③就 労 先	事業所名	◇◇株式会社 実際の勤務地	
	住所	港区〇〇3-2-1	TEL 03-xxxx-xxxx
④仕 事 の 内 容	〇〇の販売、経理事務 (常勤・ 非常勤 ・パート・アルバイト)		
⑤就労(予定)開始年月日	令和6年 7月 16日		
⑥週の就労日数・時間数 (日曜・祝日を除いた数)	1週間のうち、週【3~4】日、週合計【21~28】時間 勤務 (休憩時間を含む、労働契約上の正規の時間)		
⑦1日の就労(予定)時間	10時00分~17時00分		【月~金のうち3日 曜日】
	8時00分~18時00分のうち7時間		【月2回土 曜日】
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block; width: fit-content;"> 証明書発行月は最近3か月に含まない。 (例 11月に発行した場合、8~10月の3か月分を記載。) </div>			
⑧最近3か月の就労状況 (有給休暇取得日は含め、 日曜・祝日の勤務日は除く)	【 〇 】月の勤務日数	【 14 】日間	
	【 9 】月の勤務日数	【 15 】日間	
	【 8 】月の勤務日数	【 8 】日間	
	※ 上記の1か月の勤務日数が15日以下(週3日勤務の方は11日以下)の月がある場合や、直近3か月の勤務日数が提出できない場合は、その理由 【 8月: 月途中の採用のため。 】		

◆フレックスタイム制・裁量労働制の場合

- ・標準的な就労時間帯を記入します。また、必要に応じて備考欄を使用します。

◆育児休業中／育児短時間勤務利用の場合

- ・育児休業中の場合、⑧の※欄に「育児休業中のため。〇年〇月〇日復帰予定」等と記入します。
(復帰日未定の場合は、復帰日が決まり次第、就労証明書の再提出が必要です。)
- ・育児短時間勤務の場合、⑥⑦に正規の就労状況、⑦の※欄に短時間勤務の状況を記入します。
例：4月30日まで育児短時間勤務予定。10~16時勤務(月~金、週合計30時間)

◆よくある質問に対する回答

- ・証明日現在から就労時間数等の変更予定がある場合は、⑥⑦に変更後の就労状況を記入し、⑦の※欄に、現在の状況と変更年月日を記入します。
例：現在は9~13時勤務(月~水、週合計12時間)だが、令和8年4月1日より変更予定
- ・就労開始前や開始直後で前月の就労実績がない場合、⑧は空欄で結構です。
- ・証明書を11月に作成する場合、⑧は10月・9月・8月の実績になります。
ただし、給与の締め日の関係で前月分の実績が出ていない場合は、9月・8月・7月の実績でも可。

記入にあたっての注意事項

- ※就労証明書はすべて就労先の取扱い者が記入してください(就労者本人の記入、加筆等不可)。
ただし、就労者本人が会社・店舗の代表者の場合は、本人(代表者として)による証明で結構です。
- ※週の就労日数・就労時間については、規則的でかつ幅がある場合は、常態での日数・時間を記入してください。
不規則の場合は、実際の就労状況を記入してください。
- ※鉛筆や消えるペンで記入した就労(予定)証明書は受付できません。
- ※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときは、
刑法上の罪に問われる場合があります。

就 労 (予 定) 証 明 書

年 月 日

記入例を参照のうえ
すべての欄に記入してください。

※鉛筆・消えるペンによる証明は無効です。
上部、注意事項もご確認ください。

※訂正の際は二重線を引き、訂正印を押印ください。
訂正印は代表者もしくは、取扱者の印(社印可)を
ご使用ください。修正液・修正テープは無効です。

事業所名
所在地
電話番号
代表者名
取扱者名

次の者は、本事業所に就労(予定)していることを証明します。

①就 労 者 氏 名							
②就 労 者 住 所							
③就 労 先	事業所名						
	住所	TEL					
④仕 事 の 内 容	(常 勤 ・ 非 常 勤 ・ パ ー ト ・ ア ル バ イ ト)						
⑤就 労 (予 定) 開 始 年 月 日	年	月	日				
⑥週 の 就 労 日 数 ・ 時 間 数 (日曜・祝日を除いた数)	1週間のうち、週 [] 日		週合計 [] 時間勤務 (休憩時間を含む、労働契約上の正規の時間)				
⑦1日の就労(予定)時間 (日曜・祝日を除く)	時	分	~	時	分	[]	曜日
	時	分	~	時	分	[]	曜日
	時	分	~	時	分	[]	曜日
※不規則の場合/その他備考 []							
⑧最近3か月の就労状況 (有給休暇取得日は含め、 日曜・祝日の勤務日は除く)	[]	月の勤務日数	[]	日間			
	[]	月の勤務日数	[]	日間			
	[]	月の勤務日数	[]	日間			
	※ 上記の1か月の勤務日数が15日以下(週3日勤務の方は11日以下)の月がある場合 や、直近3か月の勤務日数が提出できない場合は、その理由 []						

学童クラブ名

児 童 名

※この欄のみ保護者が記入→

小新BOP学童クラブ

就労(予定)証明書 記入例

- ◆令和8年4月1日以降の就労状況を証明してください。
- ◆就労証明書への押印は不要です。
- ◆派遣社員の方は、原則として派遣元からの証明が必要です。「③現在の就労先」が派遣先になります。

就 労 (予 定) 証 明 書				4月入会は、10月1日以降に証明 してください。	
				令和7年 11月 1日	
事業所名		◇◇株式会社			
所在地		港区〇〇3-2-1			
電話番号		03-xxxx-xxxx			
代表者名		新橋 大介			
取扱者名		人事課長 三田 一子			
次の者は、本事業所に就労(予定)していることを証明します。					
①就 労 者 氏 名	北 沢 明 子				
②就 労 者 住 所	世田谷区代田〇-〇-〇				
③就 労 先	事業所名	◇◇株式会社 実際の勤務地			
	住所	港区〇〇3-2-1	TEL	03-xxxx-xxxx	
④仕 事 の 内 容	〇〇の販売、経理事務 (常勤・ 非常勤 ・パート・アルバイト)				
⑤就労(予定)開始年月日	令和6年 7月 16日				
⑥週の就労日数・時間数 (日曜・祝日を除いた数)	1週間のうち、週【3~4】日、週合計【21~28】時間 勤務 (休憩時間を含む、労働契約上の正規の時間)				
⑦1日の就労(予定)時間	10時00分~17時00分 【月~金のうち3日 曜日】				
	8時00分~18時00分のうち7時間 【月2回土 曜日】				
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block; width: fit-content;"> 証明書発行月は最近3か月に含まない。 (例 11月に発行した場合、8~10月の3か月分を記載。) </div>					
⑧最近3か月の就労状況 (有給休暇取得日は含め、 日曜・祝日の勤務日は除く)	【 〇 】月の勤務日数	【 14 】日間			
	【 9 】月の勤務日数	【 15 】日間			
	【 8 】月の勤務日数	【 8 】日間			
	※ 上記の1か月の勤務日数が15日以下(週3日勤務の方は11日以下)の月がある場合や、直近3か月の勤務日数が提出できない場合は、その理由 【 8月: 月途中の採用のため。 】				

◆フレックスタイム制・裁量労働制の場合

- ・標準的な就労時間帯を記入します。また、必要に応じて備考欄を使用します。

◆育児休業中／育児短時間勤務利用の場合

- ・育児休業中の場合、⑧の※欄に「育児休業中のため。〇年〇月〇日復帰予定」等と記入します。
(復帰日未定の場合は、復帰日が決まり次第、就労証明書の再提出が必要です。)
- ・育児短時間勤務の場合、⑥⑦に正規の就労状況、⑦の※欄に短時間勤務の状況を記入します。
例：4月30日まで育児短時間勤務予定。10~16時勤務(月~金、週合計30時間)

◆よくある質問に対する回答

- ・証明日現在から就労時間数等の変更予定がある場合は、⑥⑦に変更後の就労状況を記入し、⑦の※欄に、現在の状況と変更年月日を記入します。
例：現在は9~13時勤務(月~水、週合計12時間)だが、令和8年4月1日より変更予定
- ・就労開始前や開始直後で前月の就労実績がない場合、⑧は空欄で結構です。
- ・証明書を11月に作成する場合、⑧は10月・9月・8月の実績になります。
ただし、給与の締め日の関係で前月分の実績が出ていない場合は、9月・8月・7月の実績でも可。

申 立 書

裏面をよく読んで記入し、添付書類とあわせてご提出ください。
※鉛筆や消えるペンで記入した申立書は受付できません。

	年	月	日
住所			
保護者氏名			
児童氏名			
クラブ名	小新BOP学童クラブ		

申し立て内容

①誰が

②どのような理由で

③どこで

④週何日

⑤何時から何時まで

記入事項: ①誰が、②どのような理由で、③どこで、④週何日、⑤何時から何時まで

I. 「申立書」と、II. 添付書類（◆）を入会申請書に添付し、ご提出ください。

I. 「申立書」

- ・ 就労以外の入会要件で入会を希望する方はご提出ください。保護者2人とも申立書の場合、1人1枚の申立書が必要です。
- ・ ご家庭で放課後、児童の保護・育成にあたれない理由について、以下の内容をできるだけ詳しくご記入ください。
 - ① 誰が
 - ② どのような理由で
 - ③ どこで
 - ④ 週何日
 - ⑤ 何時から何時まで

II. 添付書類（◆の書類を提出）

- (1) 就学の方 ◆学生証または在学（入学予定）証明書、及び、時間割（コピー可）
 - ・ 時間割は、どの期間に、何時から何時まで、何の授業を受けているのかがわかるもの。
 - ・ 4月入会の方は、入会申請時の時間割のほか、新年度の時間割も追加提出が必要です。
 - ・ 授業時間以外の自主勉強等（レポート作成・研究等）は、対象になりません。
- (2) 看護の方 ◆看護対象者の診断書等（コピー可）
 - ・ 在宅看護の方は、原則対象になりません。（児童が帰宅した時に保護者が家にいるため）
- (3) 疾病、入院の方 ◆診断書、入院診療計画書等（コピー可）
 - ・ 疾病の方は、児童の保護・育成が困難であることがわかるもの。
 - ・ 入院の方は、入院期間がわかるもの。
- (4) 障害のある方 ◆身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳（コピー）
 - ・ 該当する手帳が1級・2級（愛の手帳は1度・2度）以外の方は、(3)の診断書等を提出してください。
- (5) 産休の方 ◆就労証明書と申立書（出産予定日と産休期間を記入）
- (6) (1)～(5)以外の方 児童課または各新BOP学童クラブまでご相談ください。

●スケジュール表(雛形)

() 小新BOP 児童氏名() 申立書の保護者氏名()

※鉛筆や消えるペンで記入した場合は受付できません。

【記入例】

日	月	火	水	木	金	土
1日	日	日	日	日	日	日
休み	6:00~10:00 14:00~20:00 〇〇〇撮影	9:00~12:00 13:00~20:00 〇〇〇撮影	10:00~21:00 〇〇〇撮影	12:00~20:00 〇〇〇撮影	13:00~18:00 〇〇〇会議	休み

月(申請前月)

日	月	火	水	木	金	土
日	日	日	日	日	日	日
日	日	日	日	日	日	日
日	日	日	日	日	日	日
日	日	日	日	日	日	日
日	日	日	日	日	日	日

月(申請月)

日	月	火	水	木	金	土
日	日	日	日	日	日	日
日	日	日	日	日	日	日
日	日	日	日	日	日	日
日	日	日	日	日	日	日
日	日	日	日	日	日	日

月(申請翌月)(申請時点で分かっている仕事の予定について、なるべく詳しく記入)

日	月	火	水	木	金	土
日	日	日	日	日	日	日
日	日	日	日	日	日	日
日	日	日	日	日	日	日
日	日	日	日	日	日	日
日	日	日	日	日	日	日

第10号様式（第15条関係）

年 月 日

世田谷区長 あて

新BOP学童クラブ延長利用申請書

申請者（保護者）

住所

氏名

電話番号

次のとおり、新BOP学童クラブの延長利用を申請します。

延長利用 開始希望日	年 月 日	利用の 形態	月ぎめ ・ 日ぎめ
フリガナ 児童氏名		児童番号	
クラブ名	小新BOP学童クラブ	学年	年生

※日ぎめ利用の場合は、以下及び裏面の記入は不要

延長利用時のお迎えの状況			
保護者氏名等	主に迎えに来る保護者氏名 ()	保護者氏名 ()	保護者以外 氏名 () 児童との関係 ()
お迎えの可否	可 時々可	可 時々可 不可	可 時々可
不可の理由			
就労証明書記載の勤務終了時刻			
勤務先から新BOP学童クラブ までの所要時間 (保護者以外はお迎え時刻)			

令和7年 12月 5日

世田谷区長 あて

新BOP学童クラブ延長利用申請書（記入例）

申請者（保護者）

住所 世田谷区世田谷4-21-27

氏名 世田谷 太郎

電話番号 03-5432-1111

次のとおり、新BOP学童クラブの延長利用を申請します。

入会承認通知書に記載の番号。
承認通知が届いておらず番号が
不明の場合は空欄。

延長利用開始希望日	令和7年 4月 1日	利用の形態	月ぎめ ・ 日ぎめ
フリガナ 児童氏名	セタガヤ ハナコ 世田谷 花子	児童番号	1234567
クラブ名	世田谷 小新BOP学童クラブ	学年	1年生

※日ぎめ利用の場合は不要

保護者氏名等	お迎えの可否に関わらず、保護者全員の 情報をご記載ください。 ※18時15分以内にお迎え可能な保護者 がいる場合、月ぎめ利用の要件には該当 しないため、日ぎめ利用をご申請くださ い。		
お迎えの可否	可 時々可	可 時々可 不可	保護者以外 氏名 (世田谷しげ) 児童との関係 (祖母)
不可の理由		勤務終了時間が 19時を超えるため	
就労証明書記載の勤務終了時刻	18時20分	20時00分	
勤務先から新BOP学童クラブま での所要時間 (保護者以外はお迎え時刻)	27分		19時00分

必ずご記載ください。
勤務終了時刻が不規則な場合は代表的な
勤務終了時刻をご記載ください。

残業が恒常的にある場合は所要時間に残業時間を含めて
ご記載いただき「※残業時間〇分」とご記載ください。

